

平成 23 年度 統計法施行状況報告

平成 24 年 6 月 14 日

総 務 省

政 策 統 括 官

(統 計 基 準 担 当)

はじめに

「統計法施行状況報告」は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 55 条第 2 項の規定に基づき、毎年度、法の施行の状況に関する各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表し、統計委員会に報告するものである。

本報告書は、「本編」、「別編」、「資料編」の 3 編構成となっている。

「本編」は、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定。以下「基本計画」という。）の推進状況、公的統計の作成状況、調査票情報の利用及び提供状況など、法の施行状況を条文ごとに概括することができる内容となっている。

「別編」は、基本計画に掲載された個々の施策の進捗状況について各府省の報告を取りまとめた内容となっている。

「資料編」は、「本編」に加えて、法の施行状況を概観する上で参考となる資料を掲載した資料集となっている。

目 次

(本編)	7
I 基本計画の推進	8
1 推進体制	8
2 進捗状況	8
II 公的統計の作成	11
1 基幹統計	11
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	11
(2) 法定の基幹統計の状況	13
(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	14
(4) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	15
(5) 基幹統計調査の実施状況	15
(6) 基幹統計の公表の状況	16
2 一般統計調査	17
(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況	17
(2) 一般統計調査の実施状況	18
(3) 一般統計調査の結果の公表の状況	19
3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査	20
(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況	20
(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況	20
4 届出独立行政法人等が行う統計調査	20
5 事業所母集団データベース	21
(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	21
(2) 重複是正、調査履歴登録の実施状況	22
6 統計基準の設定	22
7 協力の要請（統計法に基づく協力要請）	23
(1) 国の行政機関に対する行政記録情報の提供要請の状況	23
(2) 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況	23
(3) 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況	24
(4) 総務大臣が行う協力の要請の状況	24
8 東日本大震災関係	25
(1) 東日本大震災の影響への対応状況	25
(2) 東日本大震災に係る統計データの提供	25
III 調査票情報の利用及び提供	26
1 調査票情報の二次利用	26
2 調査票情報の提供	26

3 委託による統計の作成等の実施	28
4 匿名データの作成、提供	29
5 調査票情報等の適正管理のための措置	30
IV 統計委員会	31
1 統計委員会及び部会の開催実績等	31
2 施行状況報告審議結果の対応状況（平成 23 年度実績）	33
(1) 東日本大震災に係る統計データの提供等	33
(2) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化	33
(3) ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用	34
(4) ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備	34
(5) 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備	35
(6) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、 調査票情報の提供	35
(7) 統計職員等の人材の育成・確保	35
(8) 行政記録情報等の活用	36
V その他	37
1 統計情報の提供（e-Stat の取組等）	37
2 「政府統計の統一ロゴタイプ」の策定について	38
3 罰則等	38
（別編）	39
【基本計画 事項別推進状況】	
「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」関係	40
「第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」関係	82
「第 4 基本計画の推進・評価等」関係	132
別紙「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」	138

(資料編)	149
[統計法関連]	
資料 1 統計法の概要	151
[基本計画関連]	
資料 2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」概要	153
資料 3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進体制	156
資料 4 統計調査の見直し・効率化	157
資料 5 統計関連業務の民間委託の状況	158
[公的統計の作成関連]	
資料 6 基幹統計調査の承認一覧	161
資料 7 統計委員会における諮問・答申実績	163
資料 8 基幹統計調査の年度別承認件数	164
資料 9 基幹統計の公表までの期間	165
資料 10 一般統計調査の承認一覧	166
資料 11 一般統計調査の年度別承認件数	169
資料 12 一般統計調査の結果の公表までの期間	170
資料 13 都道府県別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	172
資料 14 指定都市別統計調査の届出件数、実施件数、中止件数	172
資料 15 東日本大震災以後の統計行政における主な動き	173
資料 16 平成 23 年東北地方太平洋沖地震への対応について (平成 23 年 3 月 15 日付け総政企第 82 号の 1 及び 2)	174
資料 17 平成二十三年東北地方太平洋沖地震への対応に係る統計調査の審査 手続について(平成 23 年 3 月 23 日付け事務連絡)	183
資料 18 東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話 (平成 23 年 4 月 8 日)	186
資料 19 東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての 留意事項について(平成 23 年 4 月 15 日)	187
資料 20 東日本大震災に伴う基幹統計調査における特別の措置の実施状況 (類型別)	189
資料 21 東日本大震災の被災状況の把握・復興に向けた統計情報の提供実績	195
資料 22 平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害状況(平成 24 年 5 月 9 日現在)	200
資料 23 法第 33 条に基づく調査票情報の提供	201
資料 24 オーダーメイド集計の対象統計調査	203
資料 25 匿名データの対象統計調査	204
[統計委員会関連]	
資料 26 統計委員会委員名簿(平成 21 年 10 月から)	205
資料 27 統計委員会臨時委員名簿	205
資料 28 統計委員会専門委員名簿	206
資料 29 統計委員会開催状況(第 44 回～第 54 回)	208

資料 30	統計委員会が軽微な事項と認めるもの……………	209
資料 31	統計委員会における審議結果への対応状況（国民経済計算の整備と 一次統計等との連携強化）……………	210
資料 32	統計委員会における審議結果への対応状況（ビジネスレジスター （事業所母集団データベース）の構築・利活用）……………	212
資料 33	ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）について……………	215
資料 34	統計委員会における審議結果への対応状況（ワークライフバランス の状況を把握するための関連統計整備）……………	219
資料 35	統計委員会における審議結果への対応状況（非正規雇用の実態を的 確に把握するための関係統計整備）……………	221
資料 36	統計委員会における審議結果への対応状況（オーダーメイド集計、 匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供）……………	223
資料 37	統計委員会における審議結果への対応状況（統計職員等の人材の育 成・確保）各府省一覧表……………	227
資料 38	行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査結果の概要……………	228
資料 39	国連アジア太平洋統計研修所 1970 年からの研修事業参加者数……………	231
[その他関連]		
資料 40	政府統計の総合窓口（e-Stat）について……………	233
資料 41	政府統計共同利用システムについて……………	234
資料 42	政府統計の統一ロゴタイプの策定……………	235
資料 43	統計法との関連で問題があると見られる事案について……………	236

【本 編】

I 基本計画の推進

統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 4 条においては、「政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。」と規定されている。

この基本計画の中で「今後 5 年間に講ずべき具体的施策」を掲げた「別表」は、「具体的な措置、方策等」欄の計 196 事項毎にそれぞれの実施時期や担当府省を定めており、いわゆる工程表に当たるものとなっている。

1 推進体制

政府では、この 196 事項の推進を図るため、「公的統計基本計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、各府省における取組状況についての情報共有や政府一体となった取組を進めるとともに、各府省合同又は単独で、有識者の知見や地方公共団体の意見等を活用した具体的な検討を進める等の取組を行っていることに加え、これらの事項を①府省横断的に取り組むことが必要な事項、②関係府省間で連携して取り組むことが必要な事項及び③各府省が個別に取り組むべき事項の 3 つに区分し、それぞれの区分に応じた推進体制を整備している。

さらに、全府省横断的事項及び複数府省にわたる事項の具体的推進を図るため、『公的統計の整備に関する基本的な計画』の推進について」（平成 21 年 4 月 23 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）により、総務省政策統括官（統計基準担当）部局を事務局として各府省で構成する検討会議やワーキンググループを設置し、既存の会議も活用して具体的な対応方策の検討・情報共有等を行っている。また、各府省においても、府省内又は関係府省による研究会・検討会等を設置し、有識者の知見も活用しつつ、取組が進められている。

2 進捗状況

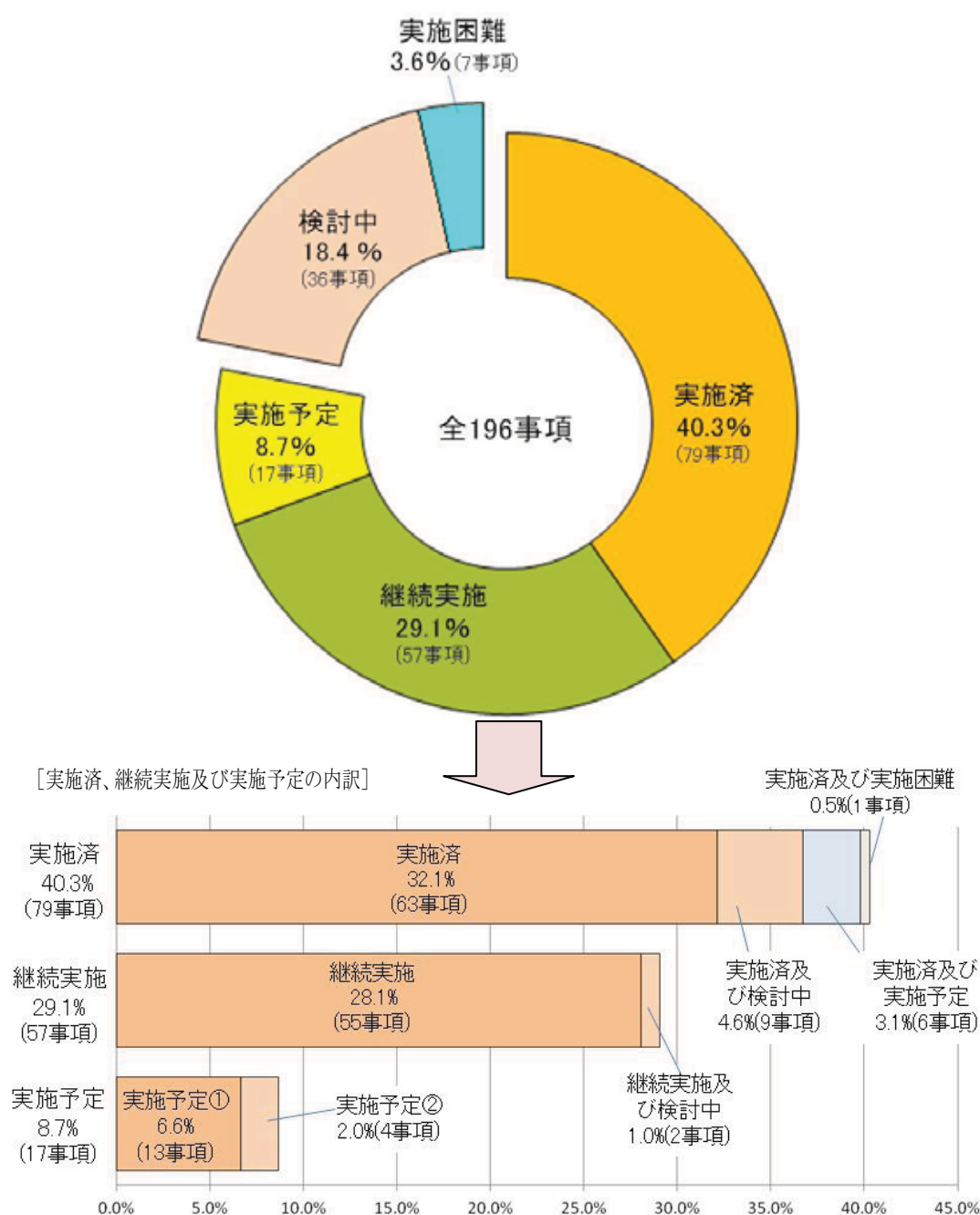
平成23年度は、基本計画の計画期間の中間年となることから、その進捗状況を一層的確に把握するため、政府では、同計画の「別表」に掲げられた196事項について、関係府省から自己評価を含む推進実績の報告を受けることとした。その内容をみると、平成23年度末までに措置・取組を実施したとする「実施済」の事項及び毎年度継続的な措置・取組を講ずる必要があるとする「継続実施」の事項は、136事項（全196事項の69.4%）、現時点では実施していないものの実施時期が明確であるとする「実施予定」の事項は、17事項（同8.7%）となっている。これらの「実施済」、「継続実施」及び「実施予定」の事項

を合計すると、153事項と全196事項の78.1%になっており、基本計画の中間年において、同計画に掲げられた措置・取組は着実に進捗している（詳細は、図－1 参照）。

なお、「実施予定」の事項については、基本計画中に措置・取組を実施する予定とする「実施予定①」の事項は、13事項（同6.6%）、今計画中の実施は困難なものの、次期基本計画中に措置・取組の実施が見込まれるとする「実施予定②」の事項は、4事項（同2.0%）となっている。

また、実施の可否の判断を含め、各府省において平成24年度も引き続き検討が必要とする「検討中」の事項は、36事項（同18.4%）となっている。

図－1 基本計画の「別表」196事項の措置・取組状況（平成23年度）



平成23年度に措置・取組を行い、実施済となった主な事項は、表1-1のとおりである。

表1-1 各府省が平成23年度に措置・取組を行い、実施済とする主な事項

基本計画の記述	担当府省	実施時期
【SNA関係】 ○ 現在は参考系列になっているFISIMについて、精度検証のための検討を行い本系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISIM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。 ○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。 ○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。 ○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG（政府支出の機能別分類）の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。 ○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー（投資）量と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。 ○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査（うち投資調査）において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。 ○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロフィール（経齡的な効率性及び価格変化の分布）を推計するため、民間企業投資・除却調査（うち除却調査）の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に移行
○ 社会保障給付費について、諸外国の統計との国際比較を十分に行えるようにするため、内閣府の協力を得て、各種の国際基準（SNA、ESSPROS（欧州統合社会保護統計制度）、SOCX（OECD社会支出統計）、SHAなど）に基づく統計との整合性の向上について検討する。	厚生労働省	平成21年度から検討を開始し、できるだけ早期に結論
○ 労働時間をとらえた統計をより有効に活用できる環境を整備する観点から、社会生活基本調査において、個人の年間収入、健康状態など、労働時間その他の生活時間の分析に資する事項の追加について検討する。	総務省	平成23年調査の企画時期までに結論
○ 既存の統計や行政記録情報等から建築物ストック全体を推計する加工統計を整備する。	国土交通省	平成21年度から実施
○ 知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスレジスターの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになった未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省、特許庁	平成23年度までに結論

一方、措置・取組についての検討を行ったものの、現時点では、基本計画に掲げられた内容に沿った形での実施が困難とする「実施困難」の事項は、7 事項(同3.6%)となっている(表 1-2 参照)。

表 1-2 各府省が実施困難とする事項

基本計画の記述	担当府省	実施時期
○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。	財務省、総務省、内閣府	平成25年度までに結論
○ 学校保健統計調査において、心の健康、アレルギー疾患、生活習慣病等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方を講じることを含め、調査方法や調査票の改善について検討	文部科学省	平成22年中に結論
○ 学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討	文部科学省	平成25年中に結論
○ 平成21年経済センサス-基礎調査に基づく企業の母集団情報の提供を受けて、輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けて、新たな統計を作成することについては、その具体的なニーズについて提示を受けた上で、本来の行政手続の円滑な実施が阻害されたり、個別企業の情報が識別されることのない形で作成が可能か否かを検討	財務省	平成21年度から検討
○ 所管の行政記録情報である輸出・輸入申告書の貿易形態別の一部の情報(委託加工など)を貿易統計に反映させることを検討	財務省	平成21年度から検討
○ オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。	財務省、経済産業省等	平成21年度から具体的な検討
○ 貿易統計(業) 貿易統計は、条約(経済統計に関する国際条約、議定書及び附属書並びに1928年12月14日にジュネーブで署名された経済統計に関する国際条約を改正する議定書及び附属書(昭和27年条約第19号))及び関税法(昭和29年法律第61号)第102条に基づき作成されている業務統計であるが、貿易の実態を把握し各国の外国貿易との比較を容易にすることにより、国の経済政策や私企業の経済活動の基礎資料を提供するものであり、物の動きを水際でとらえる統計として、極めて重要な役割を果たしている。 一方、貿易統計の基礎となる輸出入申告については、貿易手続の円滑化の観点から、申告者の負担軽減を考慮した申告事項の削減や国際的統一化等に対応することが不可欠となっている。このため、貿易統計を基幹統計化することについては、このような本来業務への要請と両立し得るかという観点も含めて検討	財務省	平成21年度から検討を開始

平成23年度の措置・取組状況の詳細については、別編「基本計画 事項別推進状況」を参照のこと。

II 公的統計の作成

1 基幹統計

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項では、国の行政機関が作成する統計のうち、

- ・ 国勢統計(国勢調査により作成される統計)
- ・ 国民経済計算

- ・ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等においてその作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、平成 23 年度末現在において、基幹統計の総数は、56 統計となっている（表 2 参照）。

法第 7 条では、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除しようとするときは、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

平成 23 年度中に、基幹統計の指定をしたもの及び指定を解除したものはない。

表 2 基幹統計一覧 (平成 23 年度末現在)

内閣府<1 統計>	農林水産省<7 統計>
国民経済計算	農林業構造統計
総務省<12 統計>	牛乳乳製品統計
国勢統計	作物統計
住宅・土地統計	海面漁業生産統計
労働力統計	漁業センサス
小売物価統計	木材統計
家計調査	農業経営統計
個人企業経済調査	経済産業省<11 統計>
科学技術研究統計	工業統計調査
地方公務員給与実態調査	経済産業省生産動態統計
就業構造基本統計	商業統計
全国消費実態統計	埋蔵鉱量統計
全国物価統計	ガス事業生産動態統計
社会生活基本統計	石油製品需給動態統計
財務省<2 統計>	商業動態統計調査
法人企業統計	特定サービス産業実態統計
民間給与実態統計	経済産業省特定業種石油等消費統計
	経済産業省企業活動基本統計
	鉱工業指数
文部科学省<4 統計>	国土交通省<9 統計>
学校基本調査	港湾統計
学校保健統計	造船統計
学校教員統計	建築着工統計
社会教育調査	鉄道車両等生産動態統計調査
厚生労働省<8 統計>	建設工事統計
人口動態調査	船員労働統計
毎月勤労統計調査	自動車輸送統計
薬事工業生産動態統計調査	内航船舶輸送統計
医療施設統計	法人土地基本統計
患者統計	内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省
賃金構造基本統計	産業連関表
国民生活基礎統計	総務省及び経済産業省
生命表	経済構造統計
<合計 56 統計 (平成 22 年度末 56 統計) >	

また、平成 23 年度中に指定の変更を行った基幹統計は、患者統計、科学技術研究統計、就業構造基本統計及び労働力統計となっている（表 3 参照）。

なお、小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除並びに社会保障費用統計の新規の指定については、統計委員会の答申等を踏まえて平成 24 年度中に行われる予定である。

表 3 指定・変更・解除を行った基幹統計（平成 23 年度中）

基幹統計	指定・変更・解除の別	内容
患者統計	変更	名称を「患者調査」から「患者統計」に変更
科学技術研究統計	変更	名称を「科学技術研究調査」から「科学技術研究統計」に変更
就業構造基本統計	変更	名称を「就業構造基本調査」から「就業構造基本統計」に変更
労働力統計	変更	名称を「労働力調査」から「労働力統計」に変更

（２）法定の基幹統計の状況

① 国勢統計

法第 5 条第 2 項において、総務大臣は、国勢調査を 10 年ごとに行い、国勢統計を作成しなければならないと規定されている。ただし、当該国勢調査を行った年から 5 年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を実施し、国勢統計を作成することとされている。

平成 22 年度は、10 月 1 日を基準日として国勢調査が行われ、その集計結果が、平成 23 年 2 月 25 日に人口速報集計結果として公表された。その後も随時公表されており、平成 23 年度は以下のとおり公表された。

公表日	集計結果
平成 23 年 6 月 29 日	抽出速報集計結果
平成 23 年 7 月 27 日	人口等基本集計結果（岩手県、宮城県及び福島県）
平成 23 年 10 月 26 日	人口等基本集計結果
平成 24 年 1 月 31 日	移動人口の男女・年齢等集計結果

② 国民経済計算

法第 6 条第 1 項において、内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならないと規定されている。

また、同条第 2 項では、作成基準を定めようとするとき又は変更しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないと規定され、同条第 3 項では、作成基準を定めたとき又は変更したときは、これを公示しなければならないと規定されている。

国民経済計算の作成基準については、国際連合における基準の改定（0

8 SNA) 等国際動向への対応、基本計画に盛り込まれている国民経済計算に関する課題への対応など所要の変更について、平成 21 年 4 月に統計委員会に諮問を行い、平成 23 年 5 月 20 日に答申がなされた。この答申を受け、内閣総理大臣は作成基準の変更を行い、平成 23 年 11 月 18 日に当該変更に係る公示を行った。当該基準に基づく国民経済計算の平成 17 年基準改定に基づいた計数は、平成 23 年 12 月 9 日以降順次公表されている。

(3) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

法第 2 条第 5 項では、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査を統計調査と定義し、同条第 6 項では、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査と定義している。

また、法第 9 条又は第 11 条では、国の行政機関は、基幹統計調査を実施する場合又は基幹統計調査を変更し、若しくは中止する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないこととされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微なものと認めるもの（資料 30）を除き、同委員会の意見を聴かなければならないものと規定されている。

平成 23 年度末現在の 56 の基幹統計のうち、統計調査以外の方法により作成する統計は国民経済計算、産業連関表、生命表及び鉱工業指数となっており、基幹統計調査の総数は 53*となっている。平成 23 年度中に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止の承認申請が行われた件数は 28 件であり、承認に当たり同年度中に統計委員会に諮問を行ったものは 7 件、同年度中に総務大臣が承認を行ったものは 29 件となっている（表 4 参照）。

* 経済構造統計を作成する統計は経済センサス－基礎調査と経済センサス－活動調査の 2 調査がある。

表 4 基幹統計調査に係る申請件数等 (平成 23 年度中)

府省名	総務大臣への 申請件数		総務大臣の承認件数
		うち統計委員会への 諮問件数	
内閣府	0	－	0
総務省	7 (2)*	5 (2)	5*
財務省	2	0	2
文部科学省	3	0	3
厚生労働省	6	0	8 (2)
農林水産省	8	1	9 (1)
経済産業省	2*	0	2*
国土交通省	1	1	1
合計	28 (2)	7 (2)	29 (3)
(参考) 平成 22 年度中の実績	19	8	17

注 1) 総務大臣への申請件数及びうち統計委員会への諮問件数の () の数値は、平成 23 年度に承認申請が

行われ、諮問が行われたが、平成 23 年度中に承認されていないもの（「小売物価統計調査」、「全国物価統計調査」）の件数であり、申請件数及び諮問件数の内数。

注 2）総務大臣の承認件数の（ ）の数値は、平成 22 年度に承認申請を行い、平成 23 年度中に承認が行われたもの（「医療施設調査」、「患者調査」及び「農業経営統計調査」に係る承認）の件数であり、承認件数の内数。

注 3）「*」は複数の府省が共同で行う調査（平成 23 年度は経済センサス - 活動調査）。共管府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の申請及び承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

（４）統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

基幹統計には、統計調査以外の方法により作成する統計が含まれ、国民経済計算、産業連関表、生命表及び鉱工業指数がこれに該当する。

法第 26 条第 1 項において、行政機関は統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合には、その作成方法について、あらかじめ総務大臣に通知をしなければならないと規定され、同条第 2 項では、総務大臣は、当該基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関に対して意見を述べるものと規定されている。

平成 23 年度においては、国民経済計算の平成 17 年基準への基準改定に際して作成方法の変更が行われた。平成 23 年 12 月 1 日付けで内閣総理大臣から総務大臣に対して法第 26 条第 1 項の規定に基づく作成方法の変更通知がなされ、同日に内閣総理大臣は当該作成方法の公表を行った（平成 17 年基準改定に基づいた国民経済計算の計数は、平成 23 年 12 月 9 日（四半期別 GDP 速報（2011（平成 23）年 7－9 月期・2 次速報）、2010（平成 22）年度国民経済計算確報（支出系列等））以降順次公表）。

なお、この通知内容を改善する必要は認められなかったため、法第 26 条第 2 項の規定に基づく総務大臣の意見表明はしていない。

（５）基幹統計調査の実施状況

平成 23 年度中に実施された基幹統計調査は、39 件となっている。

このうち、1 年以下の周期で行われる調査（経常調査）は 34 件、2 年以上の周期で行われる調査（周期調査）は 6 件となっている。

また、基幹統計調査については、行政機関が当該調査の実施に必要とする場合には、法第 14 条で統計調査員を置くことができると規定され、法第 15 条で立入検査等ができることと規定されている。また、法第 16 条で基幹統計調査に関する事務の一部は、地方公共団体（教育委員会を含む。）が行うこととすることができると規定されている。

平成 23 年度中に実施された 39 件の基幹統計調査のうち、統計調査員により調査を実施しているものは 18 件、立入検査等に係る手続規定を政令において措置しているものは 12 件、基幹統計調査に関する事務の一部を地方公共団体が行うこととしているものは 22 件となっている（表 5 参照）。

表5 基幹統計調査の実施件数等

(平成23年度中)

府省名	基幹統計調査の実施件数					
		うち 周期 調査	うち 経常 調査	うち 法第14 条に 基づき 実施 する 調査	うち 法第15 条に 基づき 実施 する 調査	うち 法第16 条に 基づき 実施 する 調査
総務省	7	2	5	6	0	6
財務省	2	0	2	0	1	0
文部科学省	3	1	2	0	1	3
厚生労働省	7	2*	6*	4	3	7
農林水産省	5	0	5	3	5	0
経済産業省	7	1	6	3	0	3
国土交通省	8	0	8	2	2	3
合計	39	6	34	18	12	22
(参考) 平成22年度中の実績	38	2	36	18	13	20

注1) 経常調査とはおおむね1年以下の周期間隔(毎月、毎四半期、毎年 など)で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期間隔(2年に1回、一回限り など)で実施される統計調査である。

注2) 「*」は一つの基幹統計調査において、周期調査と経常調査を行っているもの。それぞれを1件と計上しているため、周期調査と経常調査の件数を合計しても、基幹統計調査の実施件数とは一致しない。

(6) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項において、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成23年度中に、国の行政機関が第一報の公表を行った基幹統計は、40件となっている(表6参照)。これらの統計のうち、経常調査により作成された36件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均68日であり、平成22年度の平均73日と同程度となっている(資料9参照)。

表 6 公表を行った基幹統計の件数

(平成 23 年度中)

府省名	公表を行った基幹統計の件数			
		うち統計調査 以外の方法に より作成され た基幹統計の 公表件数	うち統計調査により作成された基幹統計 の公表件数	
			うち周期調査に より作成された 統計	うち経常調査に より作成された 統計
内閣府	1	1	0	0
総務省	5	0	0	5
財務省	2	0	0	2
文部科学省	3	0	1	2
厚生労働省	7	1	0	6
農林水産省	5	0	0	5
経済産業省	9	1	0	8
国土交通省	8	0	0	8
合計	40	3	1	36
(参考) 平成 22 年度中の実績	42	3	3	36

注 1) 統計調査以外の方法により作成された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、鉱工業指数（経済産業省）及び生命表（厚生労働省）である。

注 2) 周期調査により作成された基幹統計は、学校教員統計である。

注 3) 経常調査とはおおむね 1 年以下の周期間隔（毎月、毎四半期、毎年 など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期間隔（2 年に 1 回、一回限り など）で実施される統計調査である。

2 一般統計調査

(1) 一般統計調査の実施又は変更等の承認の状況

法第 2 条第 7 項においては、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査と定義し、法第 19 条又は第 21 条第 1 項においては、国の行政機関の長が新たな一般統計調査を実施する場合又は従来から行われている一般統計調査を変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならないと規定されている。

また、法第 21 条第 3 項においては、一般統計調査を中止する場合、当該調査を実施する行政機関の長はあらかじめ総務大臣に対してその旨を通知しなければならないと規定されている。

平成 23 年度中に、総務大臣が承認を行った一般統計調査は、59 件である（表 7 参照）。

表 7 一般統計調査に係る承認件数 (平成 23 年度中)

府省名	承認した一般統計調査の件数		
		うち新規の申請	うち変更等の申請
内閣府	4	1	3
総務省	3	0	3
法務省	1	0	1
財務省	1	0	1
文部科学省	1	1	0
厚生労働省	28	3	25
農林水産省	7	3	4
経済産業省	4	0	4
国土交通省	6	2	4
環境省	3	1	2
人事院	1	0	1
合計	59	11	48
(参考) 平成 22 年度中の実績	105 (2)	14	91 (2)

注 1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した一般統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注 2) 「変更等の申請」とは、調査内容の変更を行うもののほか、旧統計報告調整法の承認期限が切れたため、変更はないが調査継続のため承認手続きを行ったものである。

注 3) 平成 23 年度中に複数回承認されている場合には 1 件と計上している。

注 4) 産業連関構造調査については、総務省において 1 件と計上している。

(2) 一般統計調査の実施状況

平成 23 年度中に、国の行政機関が実施した一般統計調査は、189 件となっている（表 8 参照）。

表 8 一般統計調査の実施状況 (平成 23 年度中)

府省名	一般統計調査の		
	実施件数	うち周期調査	うち経常調査
内閣府	10 (1)	1	9 (1)
総務省	5 (1)	0	5 (1)
法務省	1	1	0
財務省	3 (1)	0	3 (1)
文部科学省	16 (1)	2	14 (1)
厚生労働省	57 (1)	19	38 (1)
農林水産省	34 (1)	6	28 (1)
経済産業省	28 (2)	1	27 (2)
国土交通省	30	8	22
環境省	6	1	5
人事院	3	0	3
合計	189 (4)	39	150 (4)
(参考) 平成 22 年度中の実績	186 (5)	35 (1)	151 (4)

注１）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、実施件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の調査実施数を単純合計しても、合計には一致しない。

注２）経常調査とはおおむね１年以下の周期間隔（毎月、毎四半期、毎年 など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期間隔（２年に１回、一回限り など）で実施される統計調査である。

なお、平成 23 年度末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は、260 件（このうち、平成 23 年度に新規調査として行われたものが 11 件）となっている。

（３）一般統計調査の結果の公表の状況

法第 23 条第 1 項においては、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないと規定されている。

平成 23 年度中に、同項の規定に基づき国の行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は、157 件となっている（表 9 参照）。これらの統計のうち、経常調査により作成された 127 件について、各調査の調査期間終了時から第一報公表までの期間は、平均 125 日であり、平成 22 年度の平均 116 日と同程度となっている（資料 12 参照）。

表 9 一般統計調査の結果の公表件数 （平成 23 年度中）

府省名	一般統計調査の結果の公表件数		
		うち一般統計調査（周期調査）により作成された統計	うち一般統計調査（経常調査）により作成された統計
内閣府	9(1)	0	9(1)
総務省	5(1)	0	5(1)
財務省	3(1)	0	3(1)
文部科学省	11(1)	1	10(1)
厚生労働省	45(1)	16	29(1)
農林水産省	29(1)	4	25(1)
経済産業省	28(3)	1(1)	27(2)
国土交通省	27(1)	8(1)	19
環境省	3	1	2
人事院	2	0	2
合計	157(5)	30(1)	127(4)
（参考） 平成 22 年度中の実績	152(4)	26	126(4)

注１）（ ）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ１件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

注２）経常調査とはおおむね１年以下の周期間隔（毎月、毎四半期、毎年 など）で実施される統計調査であり、周期調査とはそれ以外の周期間隔（２年に１回、一回限り など）で実施される統計調査である。

3 政令で定める地方公共団体が行う統計調査

(1) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出状況

法第 24 条第 1 項においては、政令で定める地方公共団体（平成 23 年 3 月 31 日現在で、47 都道府県及び 19 指定都市）の長が統計調査を行おうとする場合又は変更しようとする場合には、当該地方公共団体の長はあらかじめ総務大臣に届出を行うことと規定されている。

平成 23 年度中に、政令で定める地方公共団体が、統計調査の新設の届出を行った件数は 153 件、統計調査の変更の届出を行った件数は 105 件となっている（表 10 参照）。

表 10 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の届出件数

（平成 23 年度中）

	統計調査の新設の 届出件数	統計調査の変更の 届出件数
都道府県	126	82
指定都市	27	23
合計	153	105
(参考) 平成 22 年度中の実績	170	65

注）平成 23 年度中に複数回届出が行われた場合、1 件として計上している。

(2) 政令で定める地方公共団体が行う統計調査の実施状況

平成 23 年度中に、政令で定める地方公共団体が実施した統計調査の件数は 468 件となっている（表 11 参照）。

表 11 政令で定める地方公共団体が実施した統計調査数

（平成 23 年度中）

	都道府県	指定都市	合計
実施した 統計調査の件数	412	56	468
(参考) 平成 22 年度中の実績	363	52	415

4 届出独立行政法人等が行う統計調査

届出独立行政法人等とは、法第 25 条の規定に基づき、独立行政法人等のうち、その業務内容等を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとしてあらかじめ政令で定めた法人をいい、現在、日本銀行のみが対象となっている。

平成 23 年度中に、届出独立行政法人等が実施した統計調査の件数は、4 件となっている。

また、法第 25 条では、届出独立行政法人等が統計調査を新たに行おうと

する場合又は従来から行われている統計調査を変更しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に届出を行うことと規定されている。平成 23 年度中に、届出独立行政法人等が総務大臣に対し、統計調査の新規実施の届出を行った件数は 1 件、統計調査の変更の届出を行った件数は 1 件となっている。

5 事業所母集団データベース(資料 33 参照)

(1) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第 27 条第 1 項においては、総務大臣は、事業所母集団データベースを整備するものと規定されており、同条第 2 項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長、届出独立行政法人等は、事業所に関する統計調査の対象の抽出又は事業所に関する統計の作成を目的とする場合には、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる」と規定されている。

平成 23 年度中に、国の行政機関、政令で定める地方公共団体、届出独立行政法人等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は 39 件となっている（表 12 参照）。

表 12 事業所母集団データベースに記録されている情報の利用状況

(平成 23 年度中)

提供先 府省等名	提供を受けた件数	うち調査対象の抽出目的	
		うち調査対象の抽出目的	うち統計の作成目的
内閣府	1	1	0
総務省	5	4	1
法務省	0	—	—
外務省	0	—	—
財務省	0	—	—
文部科学省	0	—	—
厚生労働省	5	5(1)	1(1)
農林水産省	2	2	0
経済産業省	6	6	0
国土交通省	2	2	0
環境省	3	3	0
防衛省	0	—	—
人事院	0	—	—
都道府県	11	8	3
指定都市	4	4(1)	1(1)
届出独立行政法人等	0	—	—
合計	39	35(2)	6(2)
(参考) 平成 22 年度中の実績	18	17	1

注) () の数値は、1 件の提供(利用)で「調査対象の抽出」「統計の作成」の両方の目的を持った件数。

(2) 重複是正、調査履歴登録の実施状況

法第 27 条においては、事業所母集団データベースを整備する目的の一つとして統計調査における被調査者の負担の軽減に資することが掲げられている。

国の行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした統計調査について、①各統計調査において調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）を行うとともに、②統計調査の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外する（重複是正）ことと規定している。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は 71 件（実施率 92.2%）、調査履歴登録を行った統計調査は 135 件（実施率 84.9%）となっている（表 13 参照）。

表 13 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（平成 23 年度中）

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査数	実施調査数	実施率 (%)	登録対象 調査数	登録調査数	実施率 (%)
内閣府	3(1)	3(1)	100.0	5(1)	5(1)	100.0
総務省	5	5	100.0	9(1)	9(1)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	3(1)	3(1)	100.0
文部科学省	1	1	100.0	10(1)	10(1)	100.0
厚生労働省	17	16	94.1	34(1)	33(1)	97.1
農林水産省	26(1)	26(1)	100.0	35(1)	35(1)	100.0
経済産業省	7(1)	6(1)	85.7	33(2)	29(2)	87.9
国土交通省	11	10	90.9	25	6	24.0
環境省	1	1	100.0	2	2	100.0
人事院	3	0	0.0	3	3	100.0
合計	77(2)	71(2)	92.2	159(4)	135(4)	84.9
(参考) 平成 22 年度中の実績	80(2)	63(2)	78.8	162(5)	120(4)	74.1

注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ 1 件と計上しているため、重複是正対象調査数等の件数を単純合計しても、合計には一致しない。

6 統計基準の設定

法第 2 条第 9 項においては、統計基準を、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準と定義し、法第 28 条では、総務大臣が統計基準を定め、これを公示しなければならないと規定されている（統計基準を廃止又は変更する場合も同様。）。

平成 23 年度においては、引き続き、統計基準について検討が行われたものの、新たに定めた統計基準又は廃止若しくは変更が行われた統計基準は

なかった（表 14 参照）。

表 14 統計基準の設定状況（平成 23 年度末現在）

統計基準名	統計基準の概要	公示日	施行日
日本標準産業分類	統計を産業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
疾病、傷害及び死因の統計分類	統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 3 月 23 日	平成 21 年 4 月 1 日
日本標準職業分類	統計を職業別に表示する場合に使用する基準	平成 21 年 12 月 21 日	平成 22 年 4 月 1 日
指数の基準時に関する統計基準	指数を作成する場合に使用する基準	平成 22 年 3 月 31 日	平成 22 年 4 月 1 日
季節調整法の適用に当たっての統計基準	季節調整法を適用する場合に守るべき手法や公表事項の基準	平成 23 年 3 月 25 日	平成 23 年 5 月 1 日

7 協力の要請（統計法に基づく協力要請）

（1）国の行政機関に対する行政記録情報の提供要請の状況

法第 29 条第 1 項においては、国の行政機関の長は、国の他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認められるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関に対してその情報の提供を求めることができると規定されている。

平成 23 年度中に、同項の規定に基づき、国の行政機関が行政記録情報の提供を受けた件数は 1 件となっている（表 15 参照）。

表 15 法第 29 条第 1 項の規定に基づく行政記録情報の提供の状況

（平成 23 年度中）

提供を求めた府省名	行政記録情報の提供を受けた件数	（参考）平成 23 年度末で提供を要請中の件数
内閣府	1	0
合計	1	0
（参考） 平成 22 年度中の実績	2	0

（2）国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請状況

法第 29 条第 2 項においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認められるときには、国の他の行政機関に対し、調査、報告その他の協力を求める

ことができると規定されている。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、国の他の行政機関に対し協力要請を行った件数は 1 件となっている（表 16 参照）。

表 16 国の行政機関に対する調査、報告その他の協力の要請の状況

（平成 23 年度中）

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成 23 年度末で
		協力を要請中の件数
総務省	1	0
合計	1	0
(参考) 平成 22 年度中の実績	0	0

（３）地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

法第 30 条においては、国の行政機関の長は、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するために必要があると認められるときには、地方公共団体及びその他の関係者に対し、協力を求めることができると規定されている。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、地方公共団体及びその他の関係者に対して協力要請を行った件数は 3 件となっており、全ての協力要請が応諾されている（表 17 参照）。

表 17 地方公共団体及びその他の関係者に対する協力の要請の状況

（平成 23 年度中）

要請を行った 府省名	協力要請の件数	平成 23 年度末で
		協力を要請中の件数
文部科学省	3	0
合計	3	0
(参考) 平成 22 年度中の実績	10	0

（４）総務大臣が行う協力の要請の状況

法第 31 条においては、総務大臣は、統計委員会の意見を聴いた上で、基幹統計の作成のために必要があると認められるときは、当該基幹統計を作成する国の行政機関以外の国の行政機関又はその他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができると規定されている。

平成 23 年度中に、総務大臣から国の行政機関及びその他の関係者に対し資料の提供その他の協力を行うよう求めた事例はなかった。

8 東日本大震災関係

平成23年3月11日に発生した東日本大震災が公的統計に与える影響への対処の一環として、総務省政策統括官（統計基準担当）部局は基幹統計の報告義務の免責措置や、統計調査の実施・変更承認手続の弾力的な運用に係る文書を同月15日付けで各府省に通知した（資料16参照）。また、各都道府県に対しては、同日付けで承認手続の弾力的運用の実施について周知するとともに（資料16参照）、同月23日付けでその手続の詳細について通知した（資料17参照）。

同年4月8日には樋口統計委員会委員長が、東日本大震災に伴う特別の措置を講じた場合の措置等に係る統計委員会委員長談話を公表し（資料18参照）、それを踏まえて、同月15日には、総務省政策統括官（統計基準担当）部局が震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項を公表した（資料19参照）。（震災以後の統計行政における主な動きについては資料15参照）

（1）東日本大震災の影響への対応状況

各府省は、震災対応に係る情報を共有しつつ、震災後に実施する統計調査について、被災地域を調査対象から一時的に除外すること、加工統計の作成に用いる統計を変更することなどの措置を講じた。震災発生後から平成24年3月31日までの間に行われた基幹統計調査における特別の措置の実施状況については、資料20のとおりである。

また、これらの特別の措置を講じた場合、時系列比較を行いやすいよう遡及して被災地域を除く結果を提示する、被災地域の統計データを補完推計する等の対応が行われた。

（2）東日本大震災に係る統計データの提供

総務省、農林水産省及び経済産業省を始めとした各府省においては、調査結果により、被災に係る統計の公表が行われた（資料21参照）。

Ⅲ 調査票情報の利用及び提供

1 調査票情報の二次利用

法第 32 条では、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、統計の作成等を行う場合又は統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができると規定されている。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は 729 件となっており、平成 22 年度の 646 件から 83 件増加している（主な内訳は、文部科学省の 41 件増及び厚生労働省の 46 件増である。）（表 19 参照）。

表 19 法第 32 条の規定に基づく調査票情報の二次利用（平成 23 年度中）

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	
		統計の作成等を行う 場合	統計を作成するた めの調査に係る名簿を 作成する場合
内閣府	5	5	0
総務省	61	55	6
法務省	0	－	－
外務省	0	－	－
財務省	6	6	0
文部科学省	143	136	7
厚生労働省	235	224	11
農林水産省	115	105	10
経済産業省	131	88	43
国土交通省	33	30	3
環境省	0	－	－
防衛省	0	－	－
人事院	0	－	－
日本銀行	0	－	－
合計	729	649	80
(参考) 平成 22 年度中の実績	646	580	66

注) 平成 23 年度中に利用を開始したもの数であり、22 年度以前から継続して利用しているものは含まない。

2 調査票情報の提供

法第 33 条では、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、

- ・ 国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関」という。）が、統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第 33 条第 1 号）
- ・ 公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第 33 条第 2 号）

に、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することが

できると規定されている。

後者の場合について、総務省令では、公的機関が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- ・ 公的機関と共同して行う調査研究に係る統計の作成等
- ・ 公的機関が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等
- ・ 国の行政機関、地方公共団体が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他特別な事由があると認める統計の作成等

が定められている。

平成 23 年度中に、国の行政機関が、法第 33 条第 1 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 2,647 件、法第 33 条第 2 号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は 148 件となっている（表 20 参照）。

表 20 法第 33 条の規定に基づく調査票情報の提供（平成 23 年度中）

統計調査 所管府省等名	法第 33 条第 1 号該当件数 (公的機関への提供)			法第 33 条第 2 号該当件数 〔 公的機関が行う統計作成と同等の公益性を 有する統計の作成等を行う者への提供 〕			
		統計の作成 等を行う場 合	調査に係る 名簿の作成 を行う場合		公的機関と 共同して行 う調査研究 に係る統計 の作成等 を行う者への 提供	公的機関が 費用の全部 又は一部を 公募の方法 により補助 する調査研 究に係る統 計の作成等 を行う者へ の提供	国の行政機 関、地方公 共団体が政 策の企画、 立案、実施 又は評価に 有用であると 認める等 の統計の作 成等を行う 者への提供
内閣府	0	－	－	0	－	－	－
総務省	527	406	121	40	6	34	0
法務省	0	－	－	0	－	－	－
外務省	0	－	－	0	－	－	－
財務省	11	10	1	3	0	3	0
文部科学省	167	163	4	5	0	5	0
厚生労働省	1,217	1,193	24	91	6	82	3
農林水産省	18	16	2	7	6	1	0
経済産業省	628	550	78	1	0	1	0
国土交通省	79	79	0	1	0	1	0
環境省	0	－	－	0	－	－	－
防衛省	0	－	－	0	－	－	－
人事院	0	－	－	0	－	－	－
日本銀行	0	－	－	0	－	－	－
合計	2,647	2,417	230	148	18	127	3
(参考) 平成 22 年度中の実績	2,975	2,903	72	133	5	123	5

注) 平成 23 年度中に利用を開始したもの数であり、22 年度以前から継続して利用しているものは含まない。

3 委託による統計の作成等の実施

法第 34 条の規定に基づき、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合に、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等（以下「オーダーメイド集計」という。）を行い、これを提供することができる」とされている。

一般から委託要請される統計の作成等は、多様なバリエーションが想定され、その要請に応えるためには、事前に、それぞれの行政機関等が受託体制を整備することが必要であることや個々の調査票情報に関する仕様等の文書を一般に提示可能となるよう整備することが必要である。このため、これらに対応しつつ、順次オーダーメイド集計の対象とする統計調査の拡大を図っている。

平成 23 年度中に、国の行政機関がオーダーメイド集計の対象として提示した統計調査は 23 調査（119 年次分）となっている（平成 22 年度は、20 調査（87 年次分）。資料 24 参照）。

なお、これらのうち、13 統計調査については、法第 37 条の規定に基づき政令で定める受託独立行政法人（（独）統計センター）を通じてオーダーメイド集計の提供を実施している。

また、平成 23 年度中に、一般の者からオーダーメイド集計の申出が行われた件数は 10 件となっており、これらの申出は全て、学術研究の発展に資すると認められる場合として、オーダーメイド集計が実施され、結果が提供された（表 21 参照）。

表 21 オーダーメイド集計の結果の提供件数等（平成 23 年度中）

統計調査 所管府省名	オーダーメイド集計の申出 件数	オーダーメイド集計の結果 の提供件数	学術研究の発展 に資すると認め られる場合	高等教育の発展 に資すると認め られる場合
内閣府	0	－	－	－
総務省	9	9	9	0
財務省	0	－	－	－
文部科学省	0	－	－	－
厚生労働省	1	1	1	0
農林水産省	0	－	－	－
経済産業省	0	－	－	－
国土交通省	0	－	－	－
日本銀行	0	0	－	－
合計	10	10	10	0
(参考) 平成 22 年度中の実績	12	12	12	0

4 匿名データの作成、提供

法第 35 条第 1 項では、国の行政機関の長又は届出独立行政法人等が、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる」と規定されている。

また、法第 36 条の規定に基づき、学術研究の発展に資すると認められる場合、高等教育の発展に資すると認められる場合又は国際社会における我が国の利益の増進等に資すると認められる場合には、一般からの求めに応じ、匿名データを提供することができる」と規定されている。

匿名データの作成等の対象とする統計調査については、予算、利用者ニーズ、匿名化技術の進展等を勘案しながら順次拡大を図っており、平成 23 年度末現在、国の行政機関が匿名データの提供を行うとした統計調査は 6 調査（34 年次分）となっている（平成 22 年度は、4 調査（13 年次分）。表 22、資料 25 参照）。

なお、これらのうち、5 統計調査に係る匿名データは、法第 37 条の規定に基づき政令で定められる受託独立行政法人（（独）統計センター）を通じて、提供が行われている。

表 22 匿名データの提供を行うとした統計調査（平成 23 年度末現在）

統計調査 所管府省名	対象とする統計調査の名称
総務省	全国消費実態調査（平成元年、6 年、11 年、16 年） 社会生活基本調査（平成 3 年、8 年、13 年、18 年） 就業構造基本調査（平成 4 年、9 年、14 年） 住宅・土地統計調査（平成 5 年、10 年、15 年） 労働力調査（平成元年 1 月～平成 19 年 12 月）
厚生労働省	国民生活基礎調査（平成 16 年）

また、平成 23 年度中に、一般の者から匿名データの提供依頼の申出が行われた件数は 33 件となっており、これらの申出は、全て学術研究の発展に資すると認められる場合又は高等教育の発展に資すると認められる場合として、匿名データの提供が行われた（表 23 参照）。

表 23 匿名データの提供件数等（平成 23 年度中）

統計調査 所管府省名	匿名データ の提供依頼 の申出件数	匿名データ の提供件数	学術研究の 発展に資す ると認めら れる場合	高等教育の 発展に資す ると認めら れる場合	国際社会に おける我が 国の利益の 増進等に資 すると認め られる場合
総務省	31	31	28	3	0
厚生労働省	2	2	2	0	0
合計	33	33	30	3	0
(参考) 平成 22 年度中の実績	38	38	36	2	0

5 調査票情報等の適正管理のための措置

法第 39 条第 1 項では、国の行政機関の長、政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等は、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないと規定されている。

平成 23 年度においては、平成 22 年度末に改正された「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」が施行となり、国の行政機関のうち、所管する統計調査がある 12 府省等全てにおいて、同ガイドラインに基づいた調査票情報等を適正に管理するための管理体制が構築されている。

また、10 府省等において同ガイドラインに基づいた詳細な管理台帳が整備されている（表 24 参照）。

表 24 調査票情報等の適正管理のための措置状況（国の行政機関）

（平成 23 年度末現在）

統計調査 所管府省等名	管理体制の措置状況	
	管理体制の構築状況	管理台帳の整備状況
内閣府	○	○
総務省	○	○
法務省	○	○
財務省	○	○
文部科学省	○	○
厚生労働省	○	○
農林水産省	○	○
経済産業省	○	○
国土交通省	○	△
環境省	○	○
防衛省	○	△
人事院	○	○
合計	12	10

注)「○」は「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に定める方法により調査票情報等の管理のための措置を講じているものを示し、「△」は同ガイドラインに定める方法以外の方法により措置を講じているものを示す。

政令で定める地方公共団体の長及び届出独立行政法人等（日本銀行）における同ガイドラインに基づく調査票情報等の適正管理のための措置状況は表 25 のとおりとなっている。

表 25 調査票情報等の適正管理のための措置状況（地方公共団体等）

（平成 23 年度末現在）

	管理体制の措置状況			
	管理体制の構築状況		管理台帳の整備状況	
	○	△	○	△
都道府県（計 47）	28	19	18	29
指定都市（計 19）	10	9	5	14
日本銀行	1	0	1	0

注）「○」は「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」に定める方法により

調査票情報等の管理のための措置を講じているものを示し、「△」は同ガイドラインに定める方法以外

の方法により措置を講じているものを示す。

IV 統計委員会

法第 5 章の規定、統計委員会令（平成 19 年政令第 300 号）等に基づき、内閣府に統計委員会が置かれ、法に定める事項について調査審議が行われている。

また、統計委員会には部会を置くことができるとされており、平成 23 年度末時点で 7 部会が置かれている。

1 統計委員会及び部会の開催実績等

平成 23 年度中に、統計委員会は 11 回開催され、部会は合計で 23 回開催されている（表 26 参照）。

統計委員会においては、平成 23 年度当初時点で、平成 21 年度から審議継続中となっていた諮問案件が 1 件、平成 22 年度から審議継続中となっていた諮問案件が 3 件あったが、それぞれ平成 23 年度中に答申が行われた。

また、平成 23 年度中に、新たに諮問が行われたが、平成 23 年度末時点で審議継続中となっているものは 1 件となっている（表 27 参照）。

なお、必要に応じて随時、統計委員会の審議に資するために、公的統計の現状に関する情報収集等を目的として、統計委員会委員と統計利用者との意見交換会等が開催されている。

表 26 統計委員会及び部会の開催実績等

統計委員会		開催回数				
		平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度 (10 月以降)
		11	11	12	13	7
部会名	部会の所掌	開催回数				
		平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	平成 19 年度 (10 月以降)
基本計画部会	公的統計の整備に関する基本的な計画、基幹統計を作成する機関に対する協力要請及び法律の施行の状況に関する事項	5	4	0	13	9
国民経済計算部会	国民経済計算の作成基準の設定及び産業連関表に関する事項	1	6	3	3	1
人口・社会統計部会	人口及び労働統計並びに家計、住宅、厚生、文化及び教育など国民生活・社会統計に関する事項	4	9	6	3	11
産業統計部会	農林水産、鉱工業、公益事業及び建設統計に関する事項	6	4	6	9	5
サービス統計・企業統計部会	通信、運輸、商業、貿易、物価、サービス、流通、環境、財政及び金融統計並びに企業経営及び企業・事業所全般を対象とする統計などの企業統計に関する事項	4	6	9	4	3
統計基準部会	統計基準に関する事項	0	1	9	0	－
匿名データ部会	基幹統計調査に係る匿名データに関する事項	3	3	0	3	－
部会計		23	33	33	35	29

注) 統計基準部会及び匿名データ部会は、平成 20 年 12 月に設置された。

表 27 統計委員会における諮問・答申件数

	平成 21 年度中に 諮問し、 平成 23 年度中に 答申した 事案	平成 22 年 度 中 に 諮 問 し、平成 23 年 度 中 に 答 申 し た 事案	平成 23 年 度中に諮 問し、同年 度中に答 申した事 案	平成 23 年 度中に諮 問し、平 成 23 年 度 末で調査 審議中の 事案
国民経済計算の作成基準（法第 6 条第 2 項）	1	0	0	0
基幹統計調査（法第 9 条第 4 項、第 11 条第 2 項）	0	2	6	1
統計基準の設定（法第 28 条第 2 項）	0	0	0	0
匿名データの作成（法第 35 条第 2 項）	0	1	1	0
合 計	1	3	7	1

2 施行状況報告審議結果の対応状況（平成 23 年度実績）

平成 23 年度施行状況報告においては、基本計画の取組状況を精査するため、平成 22 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成 23 年 9 月 22 日統計委員会決定。以下「22 年度審議結果報告書」という。）における 8 項目の重要検討事項に対する各府省の対応状況をフォローアップすることとした。このフォローアップについて、事項ごとに概要をまとめると以下のとおりである。

なお、個別の詳細な対応状況等については、資料編（資料 31～38 参照）等に記載している。

（1）東日本大震災に係る統計データの提供等

東日本大震災に係る統計データの提供については、Ⅱ-8-（2）に記載されているとおりである。なお、平成 23 年度に開催された統計委員会では、本来、統計委員会への諮問を必要としない軽微な変更を基幹統計調査について行った場合であっても、当該変更が東日本大震災に伴うものである場合には詳細に事後的に統計委員会に報告しており、その総数は 15 件となっている。

また、平成 23 年 10 月 21 日に開催された第 50 回統計委員会において「各府省等（統計関係）における東日本大震災の対応状況」を報告するとともに、委員会の要請により、以後も対応状況を更新した上で随時統計委員会に報告している（平成 24 年 3 月 31 日時点の状況については資料 20 参照）。

（2）国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化

国民経済計算については、平成 21 年度施行状況に関する統計委員会意見

において「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表を平成 22 年度中に策定する。」とされた。また、22 年度審議結果報告書においても、「引き続き関係府省の会議等の場を活用しながら、その解決に向けた取組を推進する」とされたところである。これらを受け、内閣府では平成 23 年 3 月に具体的な検討スケジュールを明らかにする工程表を作成し、当該工程表に設けた 5 つの課題に対応したプロジェクトチームを立ち上げ、関係府省と検討を行っているところであり、平成 23 年度以降もこの工程表に基づき検討を進めている。

（３）ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用

ビジネスレジスターについては、平成 21 年度施行状況に関する統計委員会意見において「基本計画に掲げられた調査票情報及び行政記録情報等のビジネスレジスターへの収録に向けた検討等の取組を引き続き推進する必要がある。」とされ、22 年度審議結果報告書においても、「引き続き、（中略）整備を進めることが望まれる。」とされたところである。これらを受け、総務省（統計局）では関係府省と調整し、行政記録情報としての労働保険情報・EDINET 情報等や、各種統計調査結果情報をビジネスレジスターに収録することについて、平成 23 年度から検討しているところである。

また、総務省においては、平成 23 年 3 月に策定した「事業所母集団データベースの整備方針」（資料 33 参照）に基づき、ビジネスレジスターと各府省において実施する統計調査との間で内部的に共通に利用する番号である共通事業所・企業コードを保持・利活用することの検討や、システムの運用試験の実施等に向けた取組についても進めている。

（４）ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

ワークライフバランスについては、22 年度審議結果報告書において、「企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスとの関係をより詳しく解明できるようにするため、企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況（中略）等を総合的に把握するための統計整備について検討を行うこと。」とされた。

これを受け、総務省では、平成 24 年就業構造基本調査（平成 24 年 10 月実施予定）について、ワークライフバランスの観点から、希望就業時間と実際の就業時間との格差に関する調査対象者の拡大、育児休業制度・介護休業制度の利用状況等に関する調査事項の追加等、調査事項を充実することを計画し、これに対する平成 24 年 1 月の統計委員会答申等を踏まえた上で実施することとした。

また、厚生労働省でも、平成 24 年雇用動向調査において、入職者票の「直前の勤め先を辞めた理由」に関する「結婚・出産・育児・介護」の選択肢を「結婚」、「出産・育児」及び「介護」に分割する予定である。

なお、厚生労働省が実施している 3 つの縦断調査では、ワークライフバラ

ンスに関する事項について調査の企画の際に随時検討している。さらに、21世紀成年者縦断調査において、世代によるワークライフバランスの変化等をみるため、新たな標本の追加について平成24年度に実施することとしている。

(5) 非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

22年度審議結果報告書においては、非正規雇用の実態を把握することが重要であるとして、労働力調査等における調査項目の見直し、雇用構造調査の調査項目の改善等について、検討を進めることとされたところである。

これを受け、総務省では、平成24年就業構造基本調査（平成24年10月実施予定）及び労働力調査において、非正規雇用の実態把握の観点から、平成24年就業構造基本調査では、1回当たりの雇用契約期間、雇用契約の更新回数等に関する調査事項の追加を、また、労働力調査では、平成25年1月実施分から有期雇用契約者数の把握を可能とするための調査事項の変更等、調査事項を充実することを計画し、これらに対する平成24年1月の統計委員会答申等を踏まえた上で実施することとした。

他方、厚生労働省では、省内関係部局と検討を行った結果、既存調査に加え、雇用構造調査において、客観的基準に基づいた就業形態別の労働者割合等について、平成24年度以降、毎年継続的に調査を行うこととした。

(6) オーダーメイド集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供

オーダーメイド集計や匿名データの作成・提供等、統計データの二次的利用については、22年度審議結果報告書において、二次的利用の拡大、二次的利用及び調査票情報の利用に係る課題の検討を行うこととされたところである。これを受け、総務省政策統括官（統計基準担当）部局においては、有識者からなる統計データの二次的利用促進に関する研究会を開催し、これらに係る共通的な課題を検討している。なお、所管する統計調査についてのオーダーメイド集計や匿名データの提供の拡充については、各府省において可能なものから順次行っている。

(7) 統計職員等の人材の育成・確保

統計職員等の人材の育成・確保については、22年度審議結果報告書において、専門性の高い人材の育成・確保に向けて大学等との連携を強化することとされたところである。これを受け、関係府省では、①統計部局における大学等との人事交流、②統計部局職員による学会の大会等への参加、③統計部局の主催する統計関係の研究会等への外部有識者の活用、等の取組を進めている。

(8) 行政記録情報等の活用

行政記録情報等の活用については、平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書において、「行政記録情報等の活用の推進について、更に調査研究を進めること」とされた。これを踏まえ、22 年度審議結果報告書においては、①労働保険及び雇用保険適用事業所情報の活用などの個別指摘事項、②統計調査を企画・立案するに当たって、活用できる行政記録情報等の有無等を調査・検討する現行の仕組みについて、引き続き推進することと整理されたところである。

これを受けて、各府省では、①雇用保険情報を含む労働保険情報（名称・所在地情報）の経済センサスー活動調査の名簿整備への活用、②医療施設基準の届出等に基づく情報の活用による、医療施設調査における調査事項の一部削除等の取組を推進している。

また、総務省政策統括官（統計基準担当）部局は、各府省の協力を得て行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を平成 24 年 1 月から 3 月の期間において実施し、その取りまとめを行っているところである（資料 38 参照）。

V その他

1 統計情報の提供（e-Stat の取組等）

「政府統計の総合窓口（e-Stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）とは、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである（資料 40 参照）。

e-Stat を通じて、国の行政機関等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係情報の提供が行われており、法第 54 条の規定に基づく公的統計の所在情報の提供の取組並びに法第 8 条及び第 23 条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

e-Stat には、平成 23 年度中に約 5,122 万件のアクセスがあった（表 28 参照）。

表 28 政府統計の総合窓口（e-Stat）のアクセス件数

（平成 23 年度中）

府省名	府省等のコンテンツに対するアクセス件数
内閣府	898,047
総務省	14,160,425
法務省	989,998
外務省	14,279
財務省	14,666,464
文部科学省	2,327,187
厚生労働省	7,250,752
農林水産省	9,302,605
経済産業省	662,910
国土交通省	865,451
環境省	56,725
防衛省	216
人事院	22,526
合計	51,217,585
（参考）平成 22 年度実績	78,254,489

注）アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るものの他、業務統計や加工統計の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

2 「政府統計の統一ロゴタイプ」の策定について

個人情報保護意識の高まりなどにより、統計調査を取り巻く環境が厳しさを増す中、国民が統計調査に安心して回答できる環境の整備が必要となっている。また、基本計画においても、統計に対する国民の理解の促進を図るため、具体的な方策を検討することとされた。

これらを踏まえ、総務省では、関係府省と協力の下、国民が安心して統計調査に回答できる環境の整備の一環として、「政府統計の統一ロゴタイプ」を平成 23 年 10 月 18 日の「統計の日」を契機に、総務大臣決定した（資料 42 参照）。

「政府統計の統一ロゴタイプ」は国の統計調査であること及び秘密の保護に万全を期していることを証明するマークであり、「政府統計の統一ロゴタイプの使用基準」（平成 24 年 1 月 13 日各府省統計主管部局長等会議申合せ）に基づき、平成 24 年 4 月から順次、国の統計調査の調査票などに使用される。

「政府統計の統一ロゴタイプ」は、総務大臣が商標権を取得しており、ロゴを用いたかたり調査を行うなど、不正な使用を行った者には、統計法及び商標法（昭和 34 年法律第 127 号）の規定により、懲役若しくは罰金又はその両方が科される。



コンセプト

- ・日本列島と日章旗をイメージ（国の統計調査であることを認識しやすい。）
- ・棒グラフをイメージ（「統計」であることを認識しやすい。）

3 罰則等

平成 23 年度内に統計法違反として罰則の適用があった事案はなかった。ただし、統計法との関連で問題があると見られる事案として関係府省等から公表されているものは、資料 43 に掲げるとおり 4 件あった。